○志摩市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成16年10月１日規則第127号

改正

平成17年３月31日規則第24号

平成18年２月15日規則第３号

平成18年３月31日規則第36号

平成20年８月28日規則第46号

平成20年10月１日規則第50号

平成23年11月10日規則第40号

平成24年３月27日規則第22号

平成26年３月27日規則第13号

平成28年３月14日規則第14号

志摩市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、志摩市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成16年志摩市条例第161号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（一般廃棄物処理の協力）

第２条　条例第２条の規定により、市の区域内の土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、自ら処分する場合を除き、次に定めるところにより、一般廃棄物の処理に協力しなければならない。

（１）　可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみは、それぞれ別の容器に収納し、搬出すること。

（２）　有害性質物、爆発物等の危険物、著しい悪臭を発する物等で収集、運搬又は処分に支障を及ぼすおそれのあるものを容器に混入しないこと。

（３）　収納する容器は、市指定ごみ袋（以下「指定袋」という。）とすること。

（４）　第２号に規定する物及び粗大ごみについては、市長の指示に従うこと。

（一般廃棄物の自己処理の基準）

第３条　市の区域内の土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物を自ら処分する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第３条に定める基準に従い処理しなければならない。

（廃棄物減量等推進審議会の委員）

第４条　条例第６条に規定する廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）は、委員20人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１）　地域住民組織を代表する者

（２）　関係団体を代表する者

（３）　公募による者

（４）　その他市長が認める者

３　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

４　委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議会の組織）

第５条　審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（審議会の運営）

第６条　審議会の会議は、会長が招集する。

２　会長は、会議の議長となる。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　会長は、必要があると認めるときは、関係者を審議会の会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

５　審議会の庶務は、市民生活部ごみ対策課において処理する。

（廃棄物減量等推進員）

第７条　条例第７条に規定する廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

２　推進員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

３　推進員に欠員が生じた場合の補欠推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

（多量の一般廃棄物の基準）

第８条　条例第10条第１項の規定による指示は、次に掲げる者に対して行うものとする。

（１）　常時１日平均30キログラム又は0.6立方メートル以上の量の一般廃棄物を排出する者

（２）　一時に100キログラム以上の量の一般廃棄物を排出する者

（３）　その他一般廃棄物排出事業者で特に市長が必要と認めた者

（一般廃棄物処理手数料の徴収方法）

第９条　条例第11条の処理手数料は、次の各号のごみについて、それぞれ当該各号に掲げる方法により徴収する。

（１）　市が収集し、運搬し、及び処分するごみ　指定袋の交付の際に徴収する方法

（２）　市が収集し、運搬し、及び処分する不燃物　指定袋の交付の際に徴収する方法

（３）　市長が認める事業者から発生する一般廃棄物であって、市長が指定する場所に運搬されたもの　当該一般廃棄物の収集の際に徴収する方法

（一般廃棄物処理手数料の減免）

第10条　条例第11条第２項の規定により、一般廃棄物処理手数料の減額又は免除を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減額・免除申請書（様式第１号）に市長が必要であると認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が天災その他特別の理由があると認めるときは、申請書の提出を省略できる。

（ごみ処理手数料の納付場所）

第11条　第９条に規定する処理手数料の納付場所は、市長が指定する公共機関、金融機関、団体及び指定ごみ袋取扱所（以下「取扱所」という。）とする。

２　前項に規定する取扱所には、その見やすいところに取扱所用看板（様式第２号）を提示しなければならない。

（委託料の支払）

第12条　市長は、取扱所の指定を受けた者に対し、ごみ処理手数料の収納金額に応じて市長が定める委託料を支払うものとする。

（一般廃棄物処理業等の許可申請）

第13条　条例第13条の規定により、許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可申請書（様式第３号）、一般廃棄物（し尿等）収集運搬業許可申請書（様式第４号）又は浄化槽清掃業許可申請書（様式第５号）に次に掲げる書類及び図面を添えて市長に提出しなければならない。

（１）　事業計画の概要を記載した書類

（２）　事務所及び事業場の概要図、見取図

（３）　事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

（４）　申請者が法人である場合には、定款、登記事項証明書及び役員の履歴書

（５）　申請者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書

（６）　申請が一般廃棄物処理業の許可に係る場合にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法

律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第７条第５項第４号イからヌまでのいずれにも、浄化槽清掃業の許可に係る場合にあっては、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第36条第２号イからヌまでのいずれにも、申請者が該当しない旨を記載した書類

（７）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　許可の更新を申請する者は、前項各号に掲げる書類及び図面のうち、その内容に変更がない場合に限り、添付を要しない。ただし、市長が必要と認める書類及び図面は、提出しなければならない。

（一般廃棄物処理業等の許可証の交付）

第14条　市長は、法第７条第１項、第４項若しくは第６項又は浄化槽法第35条第１項の規定により許可したときは、一般廃棄物収集運搬業許可証（様式第６号）、一般廃棄物処分業許可証（様式第７号）、一般廃棄物（し尿等）収集運搬業許可証（様式第８号）又は浄化槽清掃業許可証（様式第９号）を交付する。

（一般廃棄物処理業の変更の許可の申請）

第15条　条例第14条の規定により変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業変更許可申請書（様式第10号）に、変更後の事業計画の概要を記載した書類その他市長が必要であると認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（一般廃棄物処理業の変更の許可証の交付）

第16条　市長は、法第７条の２第１項の規定により許可したときは、一般廃棄物処理業変更許可証（様式第11号）を交付する。

（一般廃棄物処理業等の変更の届出）

第17条　一般廃棄物処理業の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）が、住所その他廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第２条の６第１項に規定する事項を変更したとき、又は浄化槽清掃業の許可を受けた者（以下「浄化槽清掃業者」という。）が浄化槽法第35条第３項の申請書及び添付書類の記載事項に変更があったときは、一般廃棄物処理業等変更届出書（様式第12号）に、次に掲げる書類及び許可証を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　法人の名称又は所在地を変更した場合には、変更後の法人の登記事項証明書

（２）　個人の名称又は住所を変更した場合には、変更後の住民票の写し

（３）　一般廃棄物処理業者が省令第２条の６第１項第２号に掲げる事項を変更した場合には、当該変更に係る者がそれぞれ法第７条第５項第４号イからヌまでのいずれにも該当しない旨を記

載した書類並びに変更後の法人の登記事項証明書及び変更後の役員の履歴書

（４）　事務所又は事業場の所在地を変更した場合には、変更後の事務所又は事業場の付近の見取図

（５）　事業の用に供する主要な施設並びに設置場所及び主要な設備の構造又は規模を変更した場合には、変更後の施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

（６）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（一般廃棄物処理業等の廃止の届出）

第18条　一般廃棄物処理業者が事業の全部又は一部を廃止したとき、又は浄化槽清掃業者が浄化槽法第38条各号のいずれかに該当することとなったときは、一般廃棄物収集運搬業廃止届出書（様式第13号）、一般廃棄物処分業廃止届出書（様式第14号）、一般廃棄物（し尿等）収集運搬業廃止届出書（様式第15号）又は浄化槽清掃業廃止届出書（様式第16号）に許可証を添えて、市長に提出しなければならない。

（許可証の再交付）

第19条　条例第15条の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、許可書再交付申請書（様式第17号）を市長に提出して、再交付を受けなければならない。

（清掃指導員証）

第20条　条例第19条第３項の規定による身分を示す証明書は、様式第18号とする。

（その他）

第21条　この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成16年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日の前日までに、合併前の浜島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成６年浜島町規則第１号）、大王町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成５年大王町規則第16号）、志摩町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成５年志摩町規則第15号）、阿児町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成４年阿児町規則第18号）又は磯部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成６年磯部町規則第12号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成17年３月31日規則第24号）

この規則は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成18年２月15日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成18年３月31日規則第36号）

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成20年８月28日規則第46号）

この規則は、平成20年９月16日から施行する。

附　則（平成20年10月１日規則第50号）

（施行期日）

１　この規則は、平成20年12月１日から施行する。

（志摩市職員の通勤手当に関する規則の一部改正）

２　志摩市職員の通勤手当に関する規則（平成16年志摩市規則第48号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成23年11月10日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年３月27日規則第22号）

この規則は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成26年３月27日規則第13号）

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月14日規則第14号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

様式第１号（第10条関係）

様式第２号（第11条関係）

様式第３号（第13条関係）

様式第４号（第13条関係）

様式第５号（第13条関係）

様式第６号（第14条関係）

様式第７号（第14条関係）

様式第８号（第14条関係）

様式第９号（第14条関係）

様式第10号（第15条関係）

様式第11号（第16条関係）

様式第12号（第17条関係）

様式第13号（第18条関係）

様式第14号（第18条関係）

様式第15号（第18条関係）

様式第16号（第18条関係）

様式第17号（第19条関係）

様式第18号（第20条関係）